

【汚泥処理車による中間処理に代わる技術】

旭川開建 道路整備保全課

令和7年9月8日作成

注意: マッチング成立時には現場試行調査及び発注者指定での活用することを前提としております。

1. 技術を求める背景

従前、処理施設に側溝清掃車を直接持ち込んで処理していた汚泥について、限定された処理施設まで遠距離輸送が強いられるのみならず、廃棄物の減量化の観点からも非効率的となっており、発生した汚泥を簡易に処理し、効率的に減量化する目的で、平成8年度より汚泥処理車を導入してきた。導入後は管渠清掃工事の移動中間処理施設として、汚泥処理車を毎年活用している。

汚泥処理車は老朽化により更新が必要な状況であるが、近年部品及び車両を扱っていた製造会社が撤退し更新が困難な状況。

汚泥処理車については、これまで汚泥の減量化にかなり貢献し、コスト縮減に寄与している車両であり減量化できない汚泥はそのまま直接処分場に持ち込むが、コストが増大することが考えられる。

なお、留萌・稚内には管内に中間処理施設がなく、従前の汚泥処理車を旭川・留萌・稚内で併用使用していることから、留萌・稚内においては更にコストが増大する。

2-1. 求める技術とスペック

○求める技術

従前の汚泥処理車と同程度の汚泥の減量化を行える技術

○技術に求める具体的スペック

従前の汚泥処理車と同様、移動式中間処理施設としての機能

○提案企業に求められることが想定される作業規模

従前と同程度の2名程度で作業可能で日当り25m³程度処理が可能、
年間300m³程度以上処理が可能

○スケジュール

特段の指定はないが、従前使用している汚泥処理車の老朽化が進んでいるので、できるだけ早く導入できること

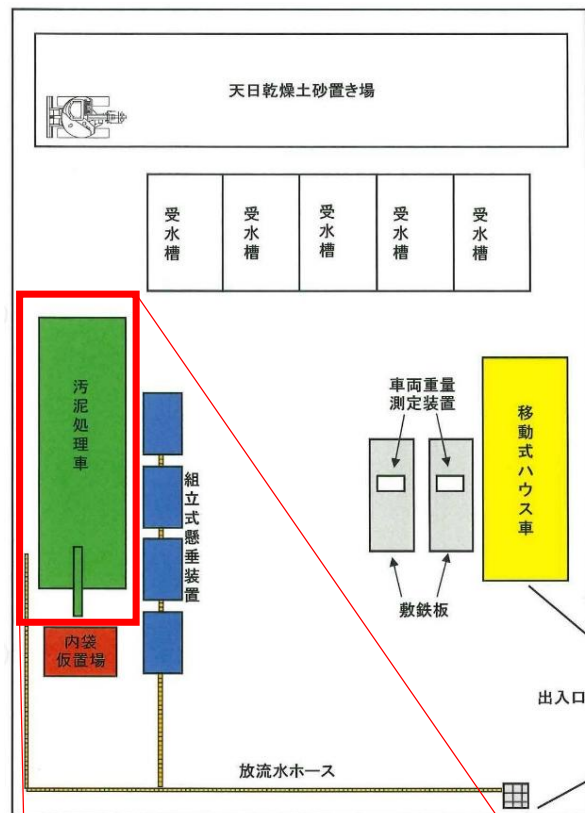
本案件において、全工程の一部の解決に資する提案でもエントリー可能ですか

【可 不可 】

2-2. 求める技術とスペック

写真・図 等 資料・イメージ

<移動式中間処理施設の概念>



汚泥処理車

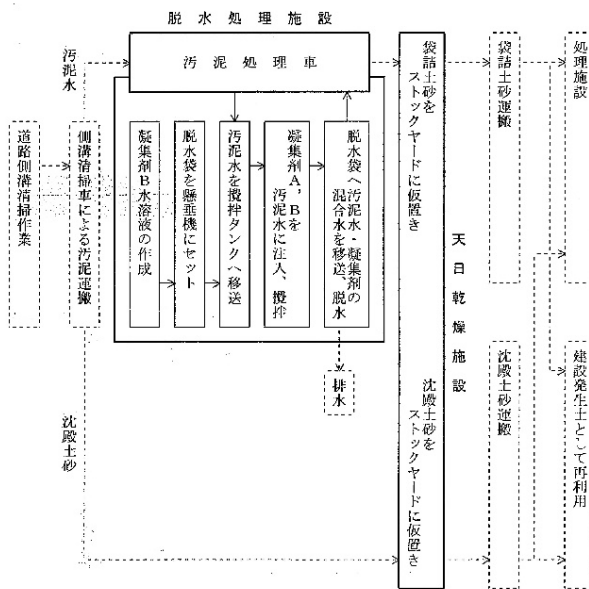


図1 汚泥処理車の作業フロー（寒地論文からの抜粋）

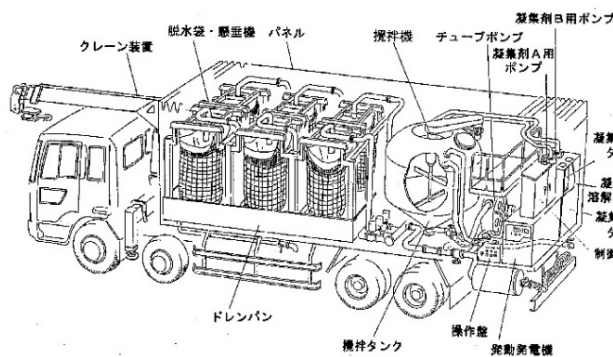


図2 汚泥処理車の外観図（寒地論文からの抜粋）



3. 提案にあたっての条件

●mustの条件

- ・ **【最重要】** 上川総合振興局・旭川市へ産業廃棄物処理施設の許可申請を行うこと。（行うことができる資料を提供すること）
⇒手続きの流れは事前協議資料の作成、事前協議、生活環境影響調査実施、設置等許可申請、告示・縦覧、使用前検査申請等
- ・ 装置の提供のみではなく、保守管理を行うこと。
- ・ 従前の汚泥処理車と同程度以上の移動式中間処理施設としての性能（汚泥の減量化処理量・処理時間等）を有していること。

●mustではないが、望ましいまたは期待する条件

- ・ 従前の汚泥処理車と比較し、（メンテナンス費用を含めた）経済性・耐久性が同等もしくは高い技術。
- ・ 全道各地でも使用可能な技術。

●必ず不可とする条件

- ・ 経済性が最終処分との比較で同等以下の技術は対象外。

4. 留意点

●その他、案件に関する前提条件や留意点、提案企業に提案書に記載して欲しい事項があればご記載ください。

特になし